

平成 26 年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について（概要）

平成 17 年 4 月に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成 26 年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要（速報値）は、以下のとおりです。

《調査対象》

○ 対象機関

- ・ 国の行政機関（43 機関）
- ・ 独立行政法人等（202 機関）

○ 対象期間

平成26年 4 月 1 日から27年 3 月31日までの状況について、平成27年 3 月31日現在で調査

1 個人情報ファイルの状況

（1）個人情報ファイルの保有状況

行政機関及び独立行政法人等が保有する個人情報ファイルについては、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、識別される個人の数が 1,000 人以上のものにつき個人情報ファイル簿を作成・公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

平成 27 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に記載された個人情報ファイルの数は、次のとおり。

（単位：ファイル）

	行政機関	独立行政法人等
個人情報ファイル数	64,632	14,790
（参考）平成 25 年度	67,968	12,568

○ 個人情報ファイル数の機関別内訳

(単位：ファイル)

行政機関	平成 26 年度	平成 25 年度	独立行政法人等	平成 26 年度	平成 25 年度
国税庁	57,807	60,893	国立病院機構	4,003	3,952
法務省	4,569	4,613	地域医療機能推進機構	2,043	0
農林水産省	527	665	日本司法支援センター	961	961
厚生労働省	404	403	筑波大学	464	346
総務省	268	315	九州大学	386	423
その他	1,057	1,079	その他	6,933	6,886
計	64,632	67,968	計	14,790	12,568

(注) 地域医療機能推進機構は、平成 26 年 4 月 1 日に年金・健康保険福祉整理機構から改組され発足。平成 25 年度の数値は、改組前の年金・健康保険福祉整理機構のものである。

(2) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合や、社会公共の利益になる場合、本人の同意がある場合に限り、認められている。

平成 26 年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、次のとおり。

(単位：ファイル)

	行政機関	独立行政法人等
法令に基づく場合(注1)	2,698	293
(参考) 平成 25 年度	2,782	264
社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合(注2)	279	232
(参考) 平成 25 年度	285	274

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、行政機関、独立行政法人等が国税徴収法第 141 条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、例えば、宮内庁が皇室の活動を広く紹介するため、勲章・褒章拝謁者名簿を報道機関に提供する場合などがある。

2 開示・訂正・利用停止請求の状況

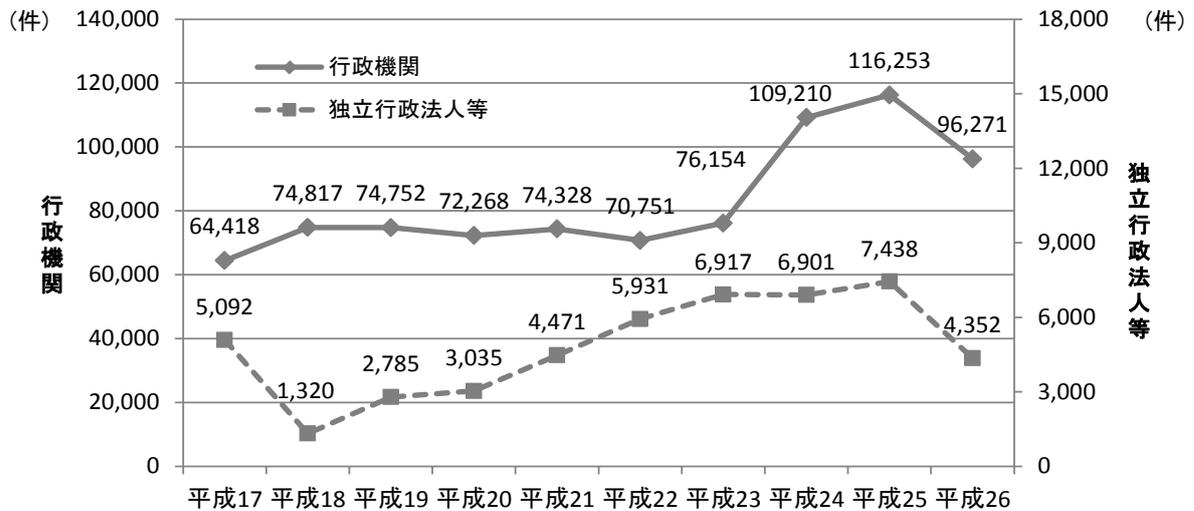
(1) 請求件数

平成 26 年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では 96,271 件、独立行政法人等では 4,352 件であり、いずれも前年度より減少している。

行政機関における開示請求件数の減少については、平成 24 年 7 月に外国人登録制度が廃止され、法務省が市区町村から回収した外国人登録原票に関する開示請求を受け付けることとなったことから、平成 25 年度までは大幅に増加していたところ、制度改正から相当経過したこと等により、平成 26 年度の件数が減少したことが主な要因である。

独立行政法人等における開示請求件数の減少要因は、入学試験・学部試験の成績に係る開示請求が多数を占める国立大学法人において、これらの成績について独自に開示する仕組みを設けたことなどである。

○ 開示請求件数の推移



○ 開示請求件数の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	平成 26 年度	平成 25 年度
国税庁	59,106	63,109
法務省	26,756	44,567
厚生労働省	6,736	5,298
人事院	1,758	1,634
金融庁	859	811
その他	1,056	834
計	96,271	116,253

独立行政法人等	平成 26 年度	平成 25 年度
東北大学	1,414	2,030
東京大学	817	2,582
大学入試センター	265	153
東京医科歯科大学	196	210
琉球大学	177	108
その他	1,483	2,355
計	4,352	7,438

○ 開示・訂正・利用停止請求の件数

(単位：件)

	年 度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	平成 26 年度	96,271	4,352
	(参考)平成 25 年度	116,253	7,438
訂正請求	平成 26 年度	38	28
	(参考)平成 25 年度	21	14
利用停止請求	平成 26 年度	6	4
	(参考)平成 25 年度	6	3

(2) 開示・訂正・利用停止決定等の件数

平成 26 年度には、行政機関では、開示請求に係る決定が 97,112 件なされ、このうち、全部を開示する決定が 39,331 件 (40.5%)、一部を開示する決定が 54,312 件 (55.9%)、不開示の決定が 3,469 件 (3.6%) となっており、全部を開示する決定の割合が前年度より減少している。

また、独立行政法人等では、開示請求に係る決定が 4,376 件なされ、このうち、全部を開示する決定が 3,717 件 (84.9%)、一部を開示する決定が 547 件 (12.5%)、不開示の決定が 112 件 (2.6%) となっており、全部を開示する決定の割合が前年度より減少している。

(単位：件、%)

	年度	行政機関				独立行政法人等			
		計	開示・訂正・利用停止決定 (全部)	開示・訂正・利用停止決定 (一部)	不開示・不訂正・不利用停止決定	計	開示・訂正・利用停止決定 (全部)	開示・訂正・利用停止決定 (一部)	不開示・不訂正・不利用停止決定
開示請求	平成 26 年度	97,112 (100)	39,331 (40.5)	54,312 (55.9)	3,469 (3.6)	4,376 (100)	3,717 (84.9)	547 (12.5)	112 (2.6)
	(参考) 平成 25 年度	119,417 (100)	58,496 (49.0)	57,062 (47.8)	3,859 (3.2)	8,083 (100)	7,496 (92.7)	461 (5.7)	126 (1.6)
訂正請求	平成 26 年度	33 (100)	3 (9.1)	5 (15.2)	25 (75.8)	28 (100)	0 (0)	4 (14.3)	24 (85.7)
	(参考) 平成 25 年度	26 (100)	1 (3.8)	3 (11.5)	22 (84.6)	11 (100)	1 (9.1)	0 (0)	10 (90.9)
利用停止請求	平成 26 年度	7 (100)	0 (0)	0 (0)	7 (100)	4 (100)	0 (0)	0 (0)	4 (100)
	(参考) 平成 25 年度	5 (100)	0 (0)	0 (0)	5 (100)	3 (100)	0 (0)	1 (33.3)	2 (66.7)

(3) 不服申立て

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、行政機関の長に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成 26 年度にされた不服申立ての件数は次のとおり。

(単位：件)

	年 度	行政機関	独立行政法人等
開示請求	平成 26 年度	192	72
	(参考) 平成 25 年度	165	84
訂正請求	平成 26 年度	11	5
	(参考) 平成 25 年度	11	6
利用停止請求	平成 26 年度	3	2
	(参考) 平成 25 年度	0	2

(4) 訴訟

平成 26 年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、次のとおり。

(単位：件)

年 度	行政機関	独立行政法人等
平成 26 年度	9	4
(参考) 平成 25 年度	9	2

3 個人情報の漏えい等事案の状況

(1) 漏えい等事案の発生状況

平成 26 年度に、個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）が発生した又は発生のおそれがあると認められた事案の件数は、行政機関では 916 件、独立行政法人等では 1,377 件であり、いずれも前年度より減少している。

これらの事案のうち、配送事故（配送を請け負った事業者による誤送付、紛失）が行政機関 413 件（45.1%）、独立行政法人等 805 件（58.5%）と多くを占めている。

○ 漏えい等事案件数の発生形態別内訳

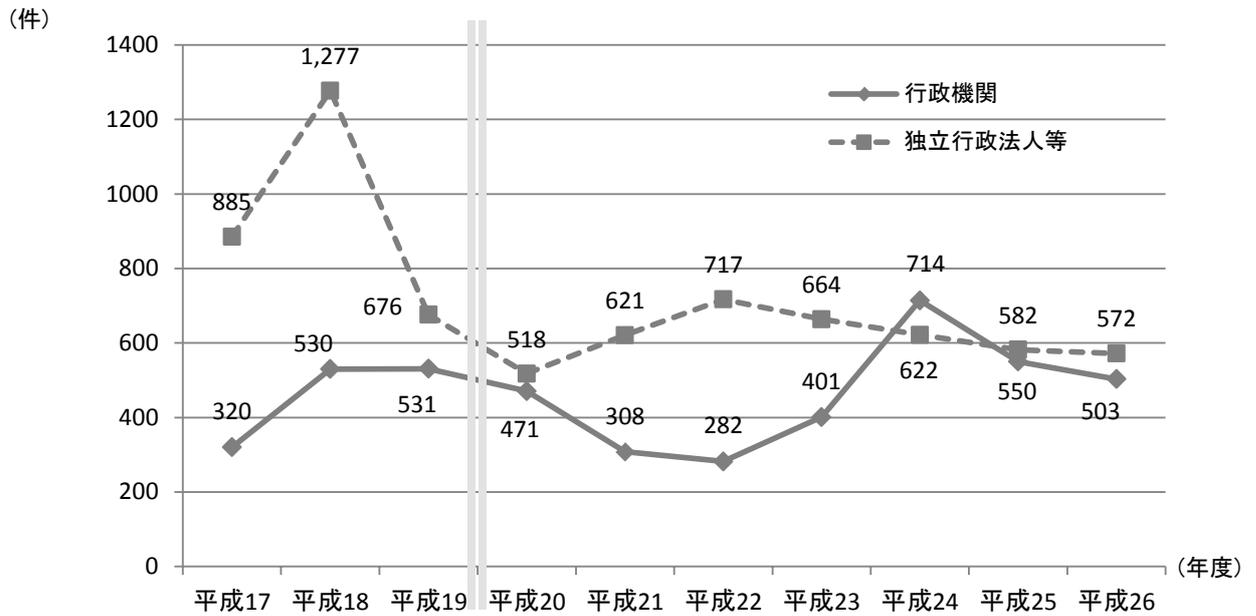
（単位：件、％）

	漏えい等事案の件数												
	行政機関等・委託業者による漏えい等（配送事故を除く）										配送事故		
	発生形態別										発生形態別		
	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット上に流出 うち不正アクセスによるもの	盗難	その他	誤送付・誤送信	紛失				
行政機関	916 (100)	503 (54.9)	190 (20.7)	70 (7.6)	9 (1.0)	165 (18.0)	17 (1.9)	1 (0.1)	11 (1.2)	25 (2.7)	413 (45.1)	394 (43.0)	16 (1.7)
(参考)平成 25 年度	944 (100)	550 (58.3)	180 (19.1)	51 (5.4)	32 (3.4)	211 (22.4)	9 (1.0)	1 (0.1)	4 (0.4)	33 (3.5)	394 (41.7)	384 (40.7)	9 (1.0)
独立行政法人等	1,377 (100)	572 (41.5)	322 (23.4)	73 (5.3)	8 (0.6)	99 (7.2)	15 (1.1)	1 (0.1)	20 (1.5)	35 (2.5)	805 (58.5)	107 (7.8)	698 (50.7)
(参考)平成 25 年度	1,635 (100)	582 (35.6)	272 (16.6)	38 (2.3)	17 (1.0)	156 (9.5)	22 (1.3)	1 (0.1)	22 (1.3)	55 (3.4)	1,053 (64.4)	92 (5.6)	961 (58.8)

※ 一部府省における一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案の件数」と「発生形態別」の各項目の合計は一致しない。

配送事故を除いた漏えい等事案は、行政機関では 503 件、独立行政法人等では 572 件であり、いずれも前年度より減少している。これらの事案を発生形態別にみると、行政機関では誤送付・誤送信 190 件(20.7%)が最も多く、独立行政法人等では誤送付・誤送信 322 件(23.4%)が最も多くなっている。

○ 漏えい等事案件数の推移（配送事故を除く）



- (注) 1 平成19年度以前は配送事故を分類していないため、配送事故を含む件数を参考値として掲載している。
 2 行政機関の漏えい等事案件数については、平成23年度以前は一部府省において把握されていない事案がある。

○ 漏えい等事案件数の機関別内訳（配送事故を除く）

(単位：件)

行政機関	平成26年度	平成25年度
厚生労働省	263	235
法務省	64	60
国税庁	51	118
その他	125	137
計	503	550

独立行政法人等	平成26年度	平成25年度
日本年金機構	200	182
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	58	84
住宅金融支援機構	44	67
その他	270	249
計	572	582

(2) 漏えい等事案の規模

漏えい等事案に係る個人情報に含まれる個人の数、5人以下のものが、行政機関では780件(85.2%)、独立行政法人等では1,250件(90.8%)と最も多くなっているが、1,000人を超えるものも見られる。

(単位：件、%)

	漏えい等事案の件数(再掲)					
		個人の数				
		1人～5人	6人～50人	51人～100人	101人～1,000人	1,001人～
行政機関	916 (100)	780 (85.2)	72 (7.9)	19 (2.1)	14 (1.5)	12 (1.3)
独立行政法人等	1,377 (100)	1,250 (90.8)	66 (4.8)	13 (0.9)	35 (2.5)	13 (0.9)

※ 一部府省における一部事案の詳細が不明で分類できないため、「漏えい等事案の件数」と「個人の数」の各項目の合計は一致しない。

(3) 漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟

平成26年度における漏えい等事案に対する損害賠償(国家賠償)請求訴訟は、行政機関・独立行政法人等とも新規に提起されたものはない。

なお、平成25年度以前における漏えい等事案に対して、今年度1件提訴されている(検察庁)。

4 監査・点検の状況

総務省では、各機関における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、各機関では、この指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程（個人情報保護管理規程）を定め、監査・点検等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

（1）監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うことを求めている。

平成26年度の監査実施率は、行政機関では93.0%と前年度よりやや減少しており、独立行政法人等では93.5%と前年度とほぼ同様である。

（単位：機関、%）

	行政機関	独立行政法人等
監査の実施機関数（監査実施率）	40（93.0）	188（93.5）
（参考）平成25年度	41（95.3）	190（93.1）

（2）点検の状況

指針では、監査とともに、各機関の保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

平成26年度に点検を実施した保護管理者数の割合は、行政機関では98.6%、独立行政法人等では84.7%となっており、独立行政法人等における同割合が行政機関に比べて低い状況がみられる。

（単位：人、%）

年度	行政機関		独立行政法人等	
	保護管理者数	うち点検を実施した保護管理者の数 （割合）	保護管理者数	うち点検を実施した保護管理者の数 （割合）
（参考）平成25年度	26,129	25,680（98.3）	9,707	8,122（83.7）